平成２５年（フ）第３８１３号
大阪市生野区林寺４丁目４番14号
債務者　大原昌信こと　徐　　昌信
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９５３号
大阪府東大阪市小阪本町２丁目５番６号　トマトハイツ小阪302号
債務者　松原　清次
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１１号
大阪府交野市私部４丁目34番11号
債務者　福井紀代美
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３７号
大阪府交野市倉治６丁目９番12―201号、前住所大阪府交野市私部２丁目32番７号
債務者　川口　政司
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４０号
大阪市港区築港１丁目11番７―506号
債務者　屋嘉部徳光
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８３号
大阪府交野市私市４丁目41番７号
債務者　出水新一郎
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２９９号
大阪市東淀川区上新庄３丁目13番13―316号
債務者　松本ちえみこと　李　ちえみ
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３２３号
大阪市淀川区西中島２丁目12番８―1512号
債務者　瀧川　　潤
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３２４号
大阪市港区波除３丁目３番７号石元マンション　401号
債務者　梅本　美加
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３６７号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番19―102号
債務者　塚脇　一江
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３７８号
大阪府枚方市上野２丁目９番43―206号
債務者　青井　利雄
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３８２号
大阪市淀川区十三元今里１丁目３番12号　エスパシオ101号
債務者　菊池　孝幸
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４０５号
大阪市城東区成育４丁目29番19号　401号、前住所大阪市都島区都島北通２丁目20番20―904号
債務者　水谷　弘和
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６１号
名古屋市中川区新家３丁目2301番地　セジュール新家402号
債務者　松尾　武志
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７９号
北九州市八幡東区春の町３丁目10番17―1204号
債務者　江藤　智子（旧姓實松）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５４５号
北九州市戸畑区天神１丁目６番26―402号
債務者　平岡　俊子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５７３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3949番地の１
債務者　豊田　正明
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９０号
青森市千富町１丁目12番22号　三上アパート６号
債務者　山野　　潤
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係